

避難行動要支援者名簿登録（個別避難計画作成）申請書 作成の手引き

＊既に登録（印字）されている情報についても、古くなっていることがありますので、変更がないかの確認を必ず行ってください。（※印のある項目は変更漏れの多い項目です）

◆ 基本情報

＊登録者の基本情報を記入します。

【氏 名】	避難支援（早めの声掛けや避難誘導等）や安否確認、平常時の見守り活動を行うため、避難支援等関係者（民生委員や自主防災組織等）に、申請者の個人情報を提供することに同意するかどうかの意思確認を兼ねていますので、可能な限り申請者本人が署名してください。
【電 話】 【携帯電話】	災害が発生する恐れがある状況など、避難支援の際の連絡に必要となりますので、 両方、お持ちの場合は必ず記入 してください。
※【同居者数】	世帯を分けている場合などでも、実態として同居されている場合は人数に含めて記入してください。
【代理人】	氏名欄を本人ではなく、他の方が代理で署名した場合に記入してください。

◆ 1. 登録区分情報

＊登録要件を確認します。1～5のうち該当する項目に○をつけます。

【1～4】	複数該当する場合は、それぞれ○をつけてください。
【 5 】	1～4に該当しない場合、援助を必要とする理由を記入してください。 <記入例> 「要介護2だが、ひとり暮らしで歩行に付き添いが必要」 「身体障害者手帳を取得していないが、音が聞き取りにくい」等

◆ 2. 緊急時の連絡先等

＊災害時の緊急連絡先として、家族や親戚の連絡先を最大2名記入します。

※【連絡先1】	市内に限らず、市外・県外の方でも結構ですので、可能な限り2名記入してください。
【連絡先2】	

＊病院への定期的な通院や介護・福祉サービス等を利用している場合に記入します。

【かかりつけ医】	定期的に通院している場合、医療機関名と主な疾患を記入してください。
【居宅介護 支援事業所】	介護保険サービスを利用している場合、ケアプランを作成しているケアマネジャーの所属事業所、担当ケアマネジャー氏名を記入してください。
【相談支援 事業所】	障害福祉サービスを利用している場合、利用計画を作成している事業所名、担当相談員氏名を記入してください。
【高齢者支援 センター】	高齢者支援センターから支援を受けている場合、当該事業所名を記入してください。

◆ 3. 避難支援等実施者

- *避難支援にご協力いただける方の情報を最大2名記入します。
 - *災害時には、避難支援等実施者本人やその家族の生命・身体の安全確保が最優先となりますので、支援の実施について法的な責任や義務を負うものではありません。
 - *避難支援は、必ずしも避難誘導、同行避難に限らず、早期避難の呼びかけ等を含みます。
 - *隣近所にお住まいの家族や親族、友人、知人の方などが望ましいですが、避難を支援してくれる方の了解を得た上で記入してください（同居者がいる場合は、長期不在であるなどの場合を除いて、少なくとも1名を記入してください）。
 - *避難支援にご協力いただける方が見つけれない場合は、空欄でも構いませんが、継続して探していただき、見つかり次第届出してください。また、本人又は家族等に対して、近所や地域との関わり合いを深めていただくよう、働きかけをお願いします。
- ※民生委員は、町内の代表者であり、発災時には全体の情報把握や住民の安否確認等を行う必要があることから、親族、友人等の親しい関係である場合を除いて避難支援等実施者として登録できません。

（参考）避難支援等実施者の選定に当たって

1	本人と、本人の状態や配慮が必要な事項を一番把握されていると思われる、家族（同居、近隣居住）や親族、友人、知人
2	普段の地域でのお付き合いの中で、地域のイベントや活動などの情報を教えてくれる人、自分の身体や心の状況を理解して手伝ってくれる人
3	・常に本人に対しサービス提供を行うために携わっている事業所等 ・自主防災組織等の団体 （対応が可能な場合に限る）

◆ 4. 居住の状況

- *お住まいの状況、火災警報器や消火器の設置の有無について記入します。

【普段いる場所】	・それぞれ、過ごすことが多い場所、就寝場所のある階数を記入してください。
【就寝場所】	

◆ 5. 避難時に配慮が必要な事項等

- *危険区域（ハザードマップ内）の該当の有無、避難場所、避難にあたって配慮が必要な事項について記入します。
- *避難場所は、まず、①災害発生時の緊急・一時的避難場所を記入します。指定避難所や津波避難ビル、高台、安全な親戚・知人宅など、様々な場所が考えられますので、緊急・一時的な避難の後の②二次避難場所と併せて本人と相談しながら記入します。避難場所の考え方は、次ページで案内のある別紙をご覧ください。

【指定避難所・津波避難ビル】市ホームページで確認できます
■八戸市ホームページ内 **避難所・避難場所** で検索、または
■右のQRの読み取り



- *土砂災害や浸水の危険があっても、十分堅牢な建物で上層階に住んでいる場合や浸水する深さよりも高いところにいる場合、食糧などの備えが十分にある場合などは、自宅に留まり安全を確保することも可能です。

【危険区域】	・お住まいが「土砂災害」「津波」「洪水」の危険区域に該当するか確認してください（通常、☒の印字済み）。 印字がない場合は、ハザードマップで確認し、該当する部分に✓してください。 【危険区域(ハザードマップ)】市ホームページで確認できます。 ■八戸市ホームページ内 ハザードマップ で検索、または ■右のQRの読み取り 
※【避難場所】	○該当する危険区域が1つでもある場合⇒「該当」欄へ ・該当する危険区域に応じて、対象者と協議の上、避難場所を記入してください。 ○該当する危険区域が1つもない場合 ⇒「非該当」欄へ ・対象者と協議の上、避難場所を記入してください。
【福祉避難所の利用】	・福祉避難所は、一般の避難所生活で特別な配慮（身体的ケアやコミュニケーション支援等）を必要とする方々を対象に開設する避難所です。 ・避難に関しては、まずは指定避難所に避難して身の安全を確保した上で、その後に、職員が避難者の身体的状況等を聞き取り、必要に応じてご自身で福祉避難所へ移動する仕組みとしていますので、通常は利用不要の印字がされています。 ・直接、福祉避難所への避難を希望する場合には、施設側との協議が必要になります。 【市福祉避難所】市ホームページで確認できます。 ■八戸市ホームページ内 福祉避難所 で検索、または ■右のQRの読み取り 
※上記の3項目については、作成対象者本人と相談しながら【避難場所】を決める際の考え方などを、申請書作成の手引き別紙にまとめております。詳しくは別紙「個別避難計画に記入する避難場所について」をご覧ください。	
【配慮が必要な事項】	・配慮が必要な事項について選択（複数可）してください。 ・該当事項が選択肢にない場合は「その他」に記入してください。
※【避難経路】	・本人の自宅から、本人又は家族等と話し合って決めた避難場所、避難先までの経路を地図にカラーマーカー等で記入してください。 ・自宅や同じ建物内に留まり垂直避難（在宅避難）する場合には、記入不要です。 ・地図は縮尺により、避難場所まで含まれていない場合もありますが、印字されている地図の範囲内で経路を記入してください。 ・避難場所が危険区域（ハザードマップ）毎に複数ある場合には、本人又は家族等と相談した上で、1箇所の避難場所までの経路を記入してください。 ・避難経路はデータで反映されませんので、個別避難計画（完成版）に改めて加筆していただく必要があります。

個別避難計画に記入する避難場所について

記入箇所

様式第3号「避難行動要支援者名簿登録（兼個別避難計画作成）申請書」裏面「5. 避難時に配慮が必要な事項等」の太枠内に、本人が最もはやく、かつ安全に避難できる避難場所を本人と相談しながら記入します。

上段 危険区域 該当／避難場所(該当する場合☑) ※上段に☑がある場合記入

個別避難計画で想定している災害は、土砂災害・津波(大津波警報発表の津波)・洪水の3種類です。災害の危険区域内に本人の自宅がある場合は、該当する災害の避難場所の記入欄に事前に☑が入っています。

5. 避難時に配慮が必要な事項等

危険区域 該当 /避難場所 (該当する場合☑)	土砂災害 避難場所	津波 避難場所	洪水 避難場所
☐	☒	☒	☒
危険区域 非該当 /避難場所	福祉避難所の利用 (不要)		

☑のある災害について避難場所を考え、記入してください。避難場所の考え方は後述します。

下段 危険区域 非該当／避難場所 ※上段に☑がない場合記入

5. 避難時に配慮が必要な事項等

危険区域 該当 /避難場所 (該当する場合☑)	土砂災害 避難場所	津波 避難場所	洪水 避難場所
☐	☐	☐	☐
危険区域 非該当 /避難場所	福祉避難所の利用 (不要)		

太枠内上段の災害すべてに☑がなければ、災害時に自宅で生活ができなくなった場合はどこへ避難するかを考え、下段に記入してください。上段の災害ごとの避難場所の記入は不要です。

避難場所の考え方

- ・避難場所は、①生命を守るための緊急・一時的な避難場所と②生命の危機が去った後、二次的に避難する避難場所の2種類を想定してください。(①と②が同じ場所になることもあります) 危険区域 非該当の方は、②のみ想定してください。

〈①生命を守るための緊急・一時的な避難場所〉

災害の種類ごとにハザードマップで避難場所を確認し、自宅から最もはやく、かつ安全に避難できる避難場所を想定してください。

緊急・一時的な避難場所は、避難の許可を得ている場所であれば、ハザードマップで設定されているものに限りません。知人やご親族の自宅でもかまいません。

町内会や地区の自主防災会では、店舗等に事前に許可を得て、避難場所に決めている場合がありますので、本人に聞き取りしてください。本人の意向を確認し、相談しながら記入してください。

〈②生命の危機が去った後、二次的に避難する避難場所〉

災害の種類ごとにハザードマップで避難場所を確認し、安全に避難できる避難場所を想定してください。

土砂災害や洪水は避難に時間的余裕があるため、はじめから②に避難する選択も考えられます。本人の意向を確認し、相談しながら記入してください。

- ・災害の種類によって、設定されている避難場所の表記や避難施設が異なりますので、**上段 危険区域 該当／避難場所(該当する場合)**で確認した図のある災害ごとに、確認するハザードマップ等を変えてください。

災害の種類	ハザードマップ等の種類	主に確認する(できる)内容	ハザードマップ等での避難場所の表記
土砂災害	八戸市土砂災害ハザードマップ	危険区域・徒歩避難経路・避難場所	指定避難所(①②に該当)
津波	A 津波ハザードマップ	危険区域・避難場所	津波避難ビル(①に該当) 指定避難所(①②に該当)
	B 津波避難計画図(大津波警報発表時)	危険区域・徒歩避難経路・避難場所・ 基準水位(浸水の水位)	津波避難ビル(①に該当) 指定避難所(①②に該当)
	C 津波避難計画別紙資料 別紙4 津波浸水開始予想時間	町字別の津波浸水開始予想時間	
	D 八戸市津波避難施設の整備等に関する基本方針 別紙1 変更後避難困難地域及び避難経路案	危険区域・車避難の経路・避難場所	津波避難ビル(①に該当) 指定避難所(①②に該当)
洪水	八戸市洪水ハザードマップ	危険区域・避難場所	指定緊急避難場所(①に該当) 指定避難所(①②に該当)

避難行動要支援者は、**大津波警報発表時**に車避難が容認されます(津波警報及び津波以外の災害は原則徒歩避難)。津波避難場所の考え方と車避難については後述します。

〈避難場所想定のポイント〉

- 危険区域を通らなければ、たどり着けない避難場所を想定しない。

例えば・・・洪水の際、Fさん宅から1番近い避難場所は〇〇小学校だが、洪水のハザードマップでは避難経路が浸水エリアに含まれているので、〇〇小学校より遠いが、反対方向にあり、浸水エリアに含まれない××公民館を避難場所とする。

- 電源が必要な医療機器を使用している方などは、はじめから②の二次的な避難場所への避難を想定する。

例えば・・・Uさんは人工呼吸器を使用しており、①の一時的な避難場所に滞在するのは難しいので、①より少し遠いが、はじめから②の避難場所へ逃げることにする。

津波避難場所の考え方について

津波に関しては、確認するマップ等が多いため、上記の表にあるマップ等について、以下のとおり確認順序を例示します。本人は**歩行に杖が必要**で、自宅は市川公民館(市川町赤畑19-2)とします。

- Aのマップ**で自宅の浸水の水位を確認し、近くにある避難場所を把握する。
基準水位(浸水の水位)の色から5m~10m未満の浸水がある。近くの避難場所には市川中学校の4階と多賀台小学校がある。轟小学校は黒丸(●)表示のため、大津波警報発表時は使用できない。
- Cの資料**で浸水開始時間を確認する。
自宅住所のある市川町赤畑の津波浸水開始予想時間は40分である。
- Bのマップ**で、避難場所への避難経路と避難場所の詳細を確認する。
警報発表から40分以内に浸水想定区域外へ避難できそうか、また、区域外へ避難できない場合はどこに避難するか検討する。
本人に聞き取りしたところ、市川中学校へは歩いて10分くらいかかる。
多賀台小学校に避難する場合は、自宅から1番近い**緑の線⑤の避難路**を使うことにする。市川中学校に比べ多賀台小学校までは距離があるが、市川中学校までの距離と同じくらい歩くと、避難途中で避難対象地域(紺色のギザギザ線の内側)の外に避難できることがわかる。

本人の状況や意向を聞き取りしながら1～3の内容を基に検討した結果、①生命を守るための緊急・一時的な避難場所と②生命の危機が去った後、二次的に避難する避難場所は、どちらも多賀台小学校とすることを本人へ提案。

【多賀台小学校とした理由】

津波浸水開始予想時間は40分のため、浸水想定区域外に避難することを優先的に考えるが、時間内に浸水想定区域外に避難できない場合、①の避難場所としては、市川中学校が自宅から最も近い。市川中学校への避難にかかる時間が10分であり、40分以内の避難は可能だが、市川中学校は4階が避難場所となっており、浸水はするため、生命の危機が去った後、二次的な避難場所へ再度避難が必要となる。また、市川中学校への避難は津波が来る方向への避難となり、避難する方向としては避けたい方向である。一方、多賀台小学校を目指し10分歩き、避難途中で浸水想定区域の外側に避難してしまえば、それ以降は時間をかけてゆっくり歩いて行ける。歩行に杖が必要な本人でも避難でき、二次避難の負担もないため、①②ともに多賀台小学校が適当と判断。

車避難について

大津波警報発表時、避難行動要支援者は車避難が認められます。車避難ができる環境にある方で、1～3の内容を基に検討した結果、車避難以外の避難が難しい場合は、Dのマップで車避難の経路を確認してください。

車避難を選択した場合は、①緊急・一時的な避難場所として具体的な場所ではなく、「五戸方面」、「階上方面」のように避難する方向を記入してください（②二次的な避難場所は、具体的な場所を記入します）。また、車避難により渋滞を発生させないために、以下のルールを守って避難する必要がありますので、必ず本人又は家族に説明してください。

【車避難のルール】

- 津波が来る方向へは向かわない。
- 近くの避難場所に避難せず、避難対象地域からより遠く、より標高の高い地域を目指す。
- 大きな道路を利用し、河川に架かる橋の横断と踏切の通行は避ける。
- 大津波警報が発表中は、車で進むのを途中で止めない（後続車がいなくなるまで）。

福祉避難所の利用

5. 避難時に配慮が必要な事項等

危険区域 該当 /避難場所 (該当する場合☑)	土砂災害	津波	洪水
☐	避難場所	☒ 避難場所	☒ 避難場所
危険区域 非該当 /避難場所		福祉避難所の利用	不要

〈福祉避難所とは〉

高齢者や障がい者など、災害時の避難生活で配慮（身体的ケアやコミュニケーション支援等）が必要な「要配慮者」を受け入れる避難所のことです。

バリアフリー化された施設の整備や、専門的な知識を有する生活相談職員の配置等がありますが、受入れ人数や受入れ施設の都合などもあるため、福祉避難所へ直接避難は原則できません。福祉避難所への移送は、八戸市の要配慮者移送判定チームが、指定避難所（通常の避難所）へ避難した方について、福祉避難所へ移送した方がよい要配慮者か判定します。

以上のことから、福祉避難所の利用は「不要」で表示されています。

電源の必要な医療機器を使用している方など、状況によって利用が見込まれる方のみ、下のカッコ内に福祉避難所への移送が必要となる状況を記入してください。

[例：電源を確保できないとき]